

きりん教室 ふくしま 消防計画（防火管理規程）

（目的）

第1条 この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、きりん教室 ふくしまにおける防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害の防止を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この計画は、きりん教室 ふくしまに勤務し、出入りするすべての者に適用する。

（予防管理組織）

第3条 防火担当責任者、火元責任者は、次のとおりとする。

防火担当責任者	[REDACTED]	
火元責任者	担当区域	氏名
	玄関・指導訓練室	[REDACTED]
	相談室・訪問支援専用スペース	[REDACTED]
	屋外倉庫	[REDACTED]

（建物等の自主検査）

第4条 火元責任者は、次の区分により自主検査を実施するものとする。

検査対象		実施月日	検査対象	実施月日
建築物	通路・階段等	1日1回	火気使用設備	毎日終業時
	防火区画	1日1回		
消防用設備等		1日1回		

2 防火担当責任者は、火元責任者の実施した自主検査の結果を確認し、管理権限者に報告するものとする。

3 防火担当責任者は、報告された内容を防火管理台帳に記録するとともに、不備、欠陥があるものについては、[REDACTED]（管理権限者）に報告し、改修を図らなければならない。

（職員等の遵守事項）

第5条 全職員は、火災予防及び火災発生時の避難確保のために、次の事項を遵守しなければならない。

（1）火気管理に関する事項

- ア 利用者等の手の届く所にマッチ、ライターを置かない。
- イ 火気使用器具は、使用する前後に点検を行い、安全を確認する。
- ウ 台所内は常に整理整頓し、換気扇等は定期的に清掃する。
- エ 工事を行うときは、防火管理者を通じて、工事中の防火安全対策を樹立する。

（2）防火防止に関する事項

- ア 建物の周囲に可燃物を置かない。
- イ 死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。
- ウ 物置、空室等の施錠を行う。
- エ トイレ、洗面所等の巡視を行う。

(3) 避難管理に関する事項

- ア 廊下、階段、通路には、物品（玩具、いす等）を置かない。
- イ 階段、非常口等に設けられている扉の開閉を妨げるような物品が置かれている場合は、直ちに除去する。
- ウ 上記において、物品を容易に除去できない場合は、防火担当責任者に報告する。

(消防用設備等の法定点検)

第6条 消防用設備等の機能を維持管理するために点検を実施する。

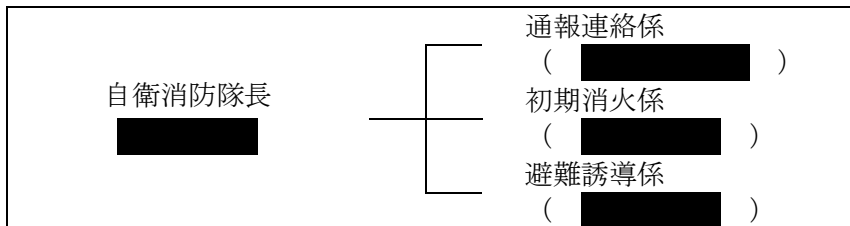
消防用設備等	点 検 実 施 月 日
	機 器 点 検
消 火 器 誘 導 灯 避 難 器 具 自動火災報知設備	避難訓練実施日

2 火元責任者は、消防用設備等の法定点検の結果を防火管理台帳に記録するとともに、不備、欠陥があるものについては、 （管理権限者）に報告し、改修を図らなければならない。

(自衛消防活動)

第7条 火災その他の災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるため自衛消防隊を置く。

2 自衛消防隊の組織及び任務分担は次のとおりとする。



任 務 分 担	
通報連絡係	119番で消防機関へ通報する。 関係者への連絡を行う。
消 火 係	消火器等による初期消火を行う。
避難誘導係	出火時における避難者の誘導を行う。 逃げ遅れた者の確認を行う。 避難器具により逃げ遅れた者を避難させる。 負傷者等の搬送を行う。

(震災対策)

第8条 震災時の災害を予防するため、次の事項を実施するものとする。

(1) 日常の地震対策

- ア ロッカー等の転倒防止措置を行う。
- イ 窓ガラス、看板等の落下、飛散防止措置を行う。
- ウ 火気使用設備・器具からの出火防止措置を行う。
- エ 危険物等の流出、漏えい措置を行う。
- オ 高所に置かれた重量物は低所に移動する。
- カ 震災用の備蓄品を確保するとともに、定期的に点検する。

備蓄品目	備蓄場所
飲料水（1人1日あたり3ℓ）	事業所内
非常用食料（缶詰、乾パン等）	
応急手当セット	
懐中電灯	
携帯用ラジオ	

(2) 地震後の安全措置

ア 火気使用設備・器具の直近にいる職員は、元栓、器具栓の閉止及び電源遮断を行い、各火元責任者はその状況を確認する。

イ 地震発生直後は、それぞれが身の安全を守ることを第一とする。

ウ 防火担当責任者は、火災等二次災害の発生を防止するために建物、火気使用設備・器具、危険物施設等について点検・検査を実施し、防火管理者に報告するとともに、異常が認められた場合は応急措置を行う。

エ 各設備・器具は、安全を確認した後に使用する。

(3) 地震発生後の自衛消防活動

地震発生後において自衛消防隊は、次の活動を行う。

ア 情報収集・伝達

通報連絡班は、次のことを行う。

(ア) テレビ、ラジオ等により情報の収集を行う。

(イ) 混乱防止を図るため、必要な情報は利用者等に知らせる。

イ 警戒巡視

消火班は、次のことを行う。

(ア) 火災発生の警戒及び被害状況の把握のため、建物内を巡視する。

(イ) 落下、倒壊した物品で避難上障害となるものを除去する。

(ウ) 建物内の被害状況等を防火管理者に報告する。

ウ 避難誘導

避難誘導班は、利用者等の混乱防止に努めるとともに次のことを行う。

(ア) 利用者等を落ち着かせ、原則自衛消防隊長から指示があるまで待機させる。

(イ) 利用者園等の避難誘導を行う場合には、落下物からの頭部保護、倒壊物等による転倒防止等必要な指示を行う。

(ウ) 利用者等を広域避難所（福島小学校）まで誘導する場合は、先頭と最後尾に職員等を配置して行う。

(エ) 避難にあたっては、車両等を使用せず全員徒歩とする。

第9条 東南海地震注意情報の発表を知った職員は、直ちに防火管理者等に報告する。

2 報告を受けた防火管理者等は、テレビ、ラジオ等を通じて情報確認のうえ、各自衛消防隊員等に対し、速やかに警戒宣言が発令された場合の措置、任務分担等必要な事項を伝達指示するものとする。

3 職員及び利用者に対し、東南海地震注意情報及び交通機関停止等その他の情報について伝達し、帰宅を促すものとする。

4 東南海地震注意情報発表時若しくは警戒宣言発令時の自衛消防活動に係る人員にあつては、必要最低限の人員確保を図った後、職員の時差退社を行う。

(警戒宣言発令時の対応策)

第10条 大規模地震対策特別措置法に基づく東南海地震に関する警戒宣言が発令された場合、次のとおり対応する。

- (1) 療育活動を打ち切る。
- (2) 利用者は帰宅を促す。
- (3) 警戒宣言発令中は休業する。

2 自衛消防隊は、次の活動を行う。

(1) 情報収集・伝達

通報連絡班は、次のことを行う。

ア テレビ、ラジオ等により情報の収集を行う。

イ 職員等に対し、警戒宣言が発令された旨の情報伝達を行う。

(2) 応急対策

消火班は、次のことを行う。

ア 火気を使用する設備・器具の使用は原則として禁止するものとし、やむを得ない場合は、最小限とするとともに、監視人を置く等の措置を行うものとする。

イ 窓ガラス等の破損、散乱防止措置を行う。

ウ 照明器具、ロッカー、書類棚、OA機器、物品等の転倒・落下防止措置を行う。

エ 非常持出品の準備を行う。

(3) 安全誘導

避難誘導班は、次のことを行う。

ア 避難通路の確保、非常口の開放等を行う。

イ 避難誘導班は、利用者が混乱しないで退所できるように誘導する。

3 授業時間外に警戒宣言が発令された場合は、建物に残っている者が同条2項第2号に定める応急対策を行う。

4 職員等が休業日、休暇、退社後に警戒宣言の発令を知ったときは、原則として自宅待機とする。

(教育訓練)

第11条 防火管理者等は職員等の防火知識並びに消防技術及び震災対応措置の向上を図るため、防火・防災に関する教育及び訓練を行う。

2 防火管理者等が行う防火・防災に関する教育は、次により実施する。

(1) 教育の実施時期・区分

対象者	実施時期	実施回数
防火担当責任者	消防署指定	年1回
新規職員		年1回
職員	朝礼時	必要の都度

(2) 防火・防災教育の内容

防火・防災教育の内容は、次の事項とする。

- ア 火災予防上職員が遵守すべき事項について
- イ 火災発生時の対応（役割、実施事項等）について
- ウ 地震発生時の対応（役割、実施事項等）について
- エ 警戒宣言発令時の対応（役割、実施事項等）について
- オ その他必要な事項について

3 防火管理者が行う防火・防災に関する訓練は、次により実施する。

訓練種別	実施時期
避難訓練	8月 12月
震災訓練	8月 12月
消火訓練	8月 12月
通報訓練	8月 12月
総合訓練	2月

4 防火管理者は、消火訓練及び避難訓練は消防訓練及び避難訓練実施計画書により、また、その実施結果は消防訓練及び避難訓練実施報告書により、必要に応じて消防署長に報告する。

(消防機関への報告、連絡)

第10条 防火担当責任者は、防火管理の適正を図るため、消防機関との連絡を密にし、次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成（変更）
- (2) 防火指導等の要請
- (3) 消防用設備等の点検結果の報告
- (4) その他防火管理上必要な事項

附 則

この計画は、平成31年4月1日から施行する。

洪水に伴う自衛水防組織及び避難にかかる事項については、別に定める「洪水時等の避難確保計画」によるものとする。